

新宿区教育委員会会議録

平成22年第5回定例会

平成22年5月7日

新宿区教育委員会

## 平成22年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成22年5月7日(金)

開会 午後 2時05分

閉会 午後 4時01分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	菊 池 俊 之
委 員	白 井 裕 子	教 育 長	石 崎 洋 子

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	向 隆 志
統 括 指 導 主 事	工 藤 勇 一		

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎	管 理 係 主 査	

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 議案第 26 号 平成 22 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について
- 日程第 2 議案第 27 号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 28 号 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 29 号 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 30 号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

### 協 議

- 1 津久戸小学校・江戸川小学校統合協議会運営方針について（副参事「学校適正配置担当」）

### 報 告

- 1 平成 22 年度点検・評価に関する学識経験者について（教育政策課長）
- 2 新宿区子ども園化推進検討委員会の設置について（教育政策課長）
- 3 一斉メール配信システムの稼働について（教育政策課長）
- 4 平成 21 年度確かな学力に関する意識調査報告書について（教育指導課長）
- 5 地域協働学校運営協議会の設置について（教育指導課長）
- 6 第 24 回西戸山地区中学校統合協議会について（教育施設課長）
- 7 平成 23 年度使用教科用図書審議委員会委員・教科用図書調査委員会委員について（教育指導課長）
- 8 その他

## 開 会

羽原委員長 ただいまから平成22年新宿区教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しております。定足数を満たしておりますので、これで成立いたします。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いいたします。

議事に入ります前に、5月2日から委員長に就任した羽原でございますが、一言ごあいさつさせていただきたいと思っております。

それほど変わったことはなく、引き続きやらせていただきたいと思います。教育は、いつの時代でも同じことですが、当面、目の前にいろいろな課題を抱えております。まずそれをこなしていかなければいけない。しかし、その一方で、30年、50年後の社会をつくっていく、その基盤たる人間を育成していくという意味でいうと、やはり長期的な視点、あるいはロマン、こういうものを維持していかなければいけない。当面の問題と将来的な視点とのはざま、これをどう調整していくか、あるいはどう判断していくか、あるいは説明責任をどう果たしていくか、こういったことが非常に重要だと思っております。その辺を十分幅広く配慮しながら、取り組んでまいりたいと思っております。

それから、もう1点は、やはり教育でありますから、社会をリードするようなすぐれた人材を数多くつくっていききたい、これは基本的なことでありまして。その一方で、やはり若い人たちを見ていると、一定の学力水準に達しないがために、ついていきにくい、あるいはそれがために社会的なルールやマナーなどが身につかない、こういった傾向も出ております。すぐれた人材をつくる一方で、一般的な社会に生きていく姿勢というものをぜひ教育の中で充実させていきたい。これは既に現場の教職員の方々は頑張っていることではございますが、改めてこの際、自分なりに確認しておきたいと考えております。

このようなことで、いろいろ難しい判断があると思っております。短期的に物を考えるか、長期的に考えるか、そのスタンスによっていろいろな判断が出てこようかと思っております。やはり説明責任を果たして、なぜかということをも十分理解していただいて、取り組んでまいりたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様は議席ですが、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることになっております。本日、各委員がお座りになっている席

を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

議案第26号 平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

議案第27号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

議案第28号 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例

議案第29号 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則

議案第30号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

羽原委員長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

「日程第1 議案第26号 平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」、「日程第2 議案第27号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第3 議案第28号 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例」、「日程第4 議案第29号 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第5 議案第30号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、第26号議案から第30号議案について御説明いたします。

「議案第26号 平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」御説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、教育委員会の責任体制を明確にするため、自らが行うものであり、その実施に当たっては実施方針を定める必要があるため、今回、議案提出するものでございます。

趣旨でございますが、まず教育委員会が所掌する事務及び執行状況について点検・評価し、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図るとともに、議会及び区民への説明責任を果たしていくものでございます。

実施方法ですが、対象とする事業は、今回、21年度分の事業を評価するわけでございます

ので、21年度から実施している教育ビジョンに掲げた27の基本施策から、主要な個別事業を選択しまして、それぞれの担当所管課で点検・評価を行い、学識経験者の意見を聴取し、それらを踏まえて教育委員会で点検・評価を行っていただくものでございます。その後、議会報告や区民への公表を行います。

次に、対象事業ですが、昨年度は、20年度の教育行政の推進に基づく主要28事業でございましたが、今回は21年度から実施している教育ビジョンに基づく主要な個別事業、24事業を選択しております。今回、20年度の教育行政の推進における事業と教育ビジョンにおける事業については、その枠組み、構成が多少違っている関係から、対象事業名についても若干の違いがございますが、その点のところは御承知いただきたいと思っております。

次に、スケジュールですが、資料に記載のと通りの予定で進める予定で考えております。なお、昨年、学識経験者の方から、現地を実際に見ないと、なかなか評価に結びつけにくいといった御意見がございましたので、それを踏まえまして、今回、一部事業については、例えば放課後学習支援など、学校における事業について、現地視察を導入することを予定しているものでございます。

この議案については以上でございます。

次に、第27号から30号までにつきましては、議案概要に基づきまして御説明させていただきます。

第27号議案の「新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」ですが、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例が改正されたことに伴いまして、その補償基礎額を改定するものです。

なお、東京都の条例に基づく理由でございますが、平成14年度に都から区にこの事務が移管されたことから、同一の補償額とするという申し合わせになっていることによるものです。

補償基礎額の内容ですが、記載の表のとおりになっております。東京都職員の給与条例のうち、医師の給与月額、扶養手当額を基礎に算出しておりまして、今回、一覧表のとおり学校薬剤師の10年以上の部分を除きましてプラス改定となっております。この間、人事委員会勧告等でマイナス改定が続いているところでございますが、今回プラス改定になっている理由につきましては、医師の給料額について、21年度の地域手当の1%相当分を、本来本給で引き下げるところを、人材確保の観点から引き下げを行わなかったがために、補償基礎額算定の際、地域手当分が加算していることから、上回る結果となっているものです。

また、薬剤師についても、給与の昇給カーブについて、若年層と管理職層の引き下げを緩和し、人材確保の観点から初任給水準を維持するとした結果、10年未満の薬剤師においてはマイナス分を含めても上回る結果になったことによります。

なお、ここの補償基礎額の算出表ですが、1.17は地域手当加算額分でございます。そして、4分の3という係数ですが、これは日雇いなどの日額単価を通常1カ月30日に対して22日で計算するため、割合を計算しますと約100分の73となりまして、それを端数処理しますと100分の75イコール4分の3という計算式で、1日の補償基礎額を出しているものでございます。

施行日につきましては7月1日ですが、経過措置としまして、プラス改定となっている部分については、第2回区議会定例会への条例提案が6月でございますので、6月1日以後で支給すべき事案が生じた場合には、その同日以後の期間に適用することとするという経過措置を設けるものでございます。

次に、第28号議案の「新宿区立図書館条例の一部を改正する条例」でございますが、新宿区立鶴巻図書館及び西落合図書館に指定管理者制度を導入するとともに、開館時間を拡大するものでございます。鶴巻・西落合図書館とも開館時間を午前10時から午前9時に繰り上げます。施行日は、23年4月1日でございます。

なお、指定管理者のプロポーザルなどの準備行為ができるように、準備行為の規定を設けるものでございます。

次に、第29号議案の「新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則」でございますが、こちらについては引用条項の規定整備を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第10条の引用条項でございますが、現行は「条例第4条第1号」となっておりますが、改正漏れがありまして、正しくは「条例第19条第1号」です。このところは、気がついたものでございましたので、即、直させていただくものでございます。

施行日は、公布の日からでございます。

次に、第30号議案の「新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」ですが、こちらにつきましては育児休業、介護休業等の育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず、3歳に満たない子を養育する職員の超過勤務の制限に関する制度でございまして、職員が超過勤務の免除などを請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないと規定するものでございます。

次に、小学校に就学する前の子ども、または要介護者の介護を行う者が同様に請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、一定の時間を超えて超過勤務をさせてはならないと規定するものでございます。

なお、この一定の時間とは、月24時間、年150時間とありまして、これらについても制限に関して必要な事項は、規則で詳細を定める予定でございます。

さらに、特別休暇としまして、要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため、短期の有給休暇制度を新設するものです。取得日数の上限は年5日で、家族が複数以上の場合には年10日となっております。

施行日は、平成22年6月30日でございます。ただし、超過勤務の制限にかかわる申請行為などを施行日以前に行うことができるよう、準備行為の規定を設けるものでございます。

私からは以上です。

羽原委員長 各議案の説明が終わりました。

議案第26号について御意見、御質問がございましたらどうぞ。

松尾委員 主な個別事業を選んで、それについて検討していただくというお話でしたけれども、代表的な事業を選ぶに当たっては、どのような観点から検討して選ばれたのでしょうか。

教育政策課長 それぞれの個別事業を選ぶに当たりましては、例えば実行計画事業に掲載している主要な事業や今後改善したり充実していかなばならないような主要な事業などを各所管において、点検・評価すべき事業を載せております。したがって、経常業務になっているようなものについては、少し省かせていただいたということでございます。

松尾委員 長期的な観点からしますと、今年度はこうして選ばれたものを重点的にということですが、来年度、再来年度、継続していく中で、一通りの検討がなされると理解してよろしいでしょうか。

教育政策課長 全部で77施策、事業ありますが、一通り点検・評価をするということで順繰りに全部点検・評価をしていくべきという観点も確かにあるかと思います。しかし予算規模としては小さなものなどの場合もありますので、全部とはいえないかもしれないと思っております。そのところは少し調整させていただきながら、特に重要なものや継続して点検・評価していくことが重要なこともあると思っておりますので、次回のときにも考慮しながら、新たな別な事業もつけ加えていくというようなことも検討していきたいと思っております。

羽原委員長 ほかにございませんか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終わります。

議案第26号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第26号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

菊池先生、何かございますか。

菊池委員 ございません。

羽原委員長 よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第27号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第27号は、原案のとおり決定いたしました。

次いで、議案第28号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

白井委員 質問ですが、開館日のことですが、指定管理者制度導入の趣旨というのは、区民の便宜が図れるような、例えば今までですと開館時間が短かったところを拡大できるというメリットがあるということで導入が図られてきたと思います。おおむね月曜日休館となっていますが、常時開館は難しいのでしょうか。

中央図書館長 この間、図書館におきましても、利用者のニーズに応えるということで、開館時間の延長を考えてきました。それから、今までは祝日は休館でしたけれども、祝日もすべて開館するようにしております。

あとは月曜日が休館日ということで、常時お休みをいただいております。この部分についてどうするのかというところの御意見だろうと思いますけれども、週1回のお休みは、やはり職員のローテーション、それから図書の整理といったところを考えますと、今の段階では、月曜日開館に直接結びつくことは難しいと考えております。

羽原委員長 ほかにいかがですか。

それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第28号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第28号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第29号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

教育政策課長 提出している第29号議案でございますが、表題が「規則の一部を改正する条例」とミスプリとなっておりますが、ここは「規則の一部を改正する規則」が正しいものですので、訂正のほどよろしくお願ひしたいと思います。

羽原委員長 では、訂正方、よろしくお願ひいたします。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第29号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第29号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第30号について御意見、御質問をどうぞ。

よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論、質疑、これを終了いたします。

議案第30号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第30号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

#### 協議 1 津久戸小学校・江戸川小学校統合協議会運営方針について

羽原委員長 では、次に協議事項に入りたいと思います。

「協議 1 津久戸小学校・江戸川小学校統合協議会運営方針について」を協議します。

説明を学校適正配置担当からよろしくお願ひします。

副参事 それでは、津久戸小学校・江戸川小学校の統合協議会運営方針について御説明をいたします。

まず、本日までの主な経緯といたしましては、2月の教育委員会で、協議をいただきまして、それを受けまして、2月に意見交換会を行いました。ここで関係団体の皆様に、さまざまな御意見をいただきました。続きまして、4月に私が着任いたしましたので、意見交換に参加された方を中心に、職員とともにごあいさつを兼ね、御意見を伺ってまいりました。

これらを踏まえて、本日は2月の教育委員会で協議いただいた時点での資料との主な変更点を中心に御説明させていただきます。

なお、御説明に当たり1点だけ先に確認をさせていただきます。

本統合協議会は、設置していく予定でございますが、津久戸小学校では統合すべきではな

いという意思表示がなされておりますので、両校の合意が得られていない状況でございます。したがって、従来の統合協議会とは異なり、統合の方向性についても協議、決定していくものでございます。この点を十分に踏まえつつ、多くの関係の皆様のお意見をいただきながら、今回、運営方針の素案を作成したものでございます。

それでは、資料に基づいて主な変更点について御説明いたします。

まず、資料2、目的のところですが、

「統合協議会は、現在及び将来の子どもたちの教育環境を一番に考え、情報を共有する中で、教育環境の向上を図る方法を協議し、統合の必要性、時期等について協議・議決することを目的とする。」ということです。

統合協議会は、現在及び将来の子どもたちの教育環境を一番に考える会であるということをお明記してございます。その上で、情報の共有化というところを前提といたしまして、教育環境の向上を図る方法を協議してまいりたいと思います。

こうして、議論の目的や視点を明確にしながら、統合の方向性、時期等について協議、議決することを目的に掲げさせていただいております。言い換えれば、議論のプロセス、これを大切にしていきたいという思いや考えを、この目的の中で表現をさせていただいております。

続きまして、8の議決についてです。

「統合の必要性については、総意による合意形成に努めるものとする。その他の事項については、会長が特に必要と認めるときは、出席委員の過半数で決する。」ということでございます。

統合の必要性、いわゆる統合の合意ということにつきましては、統合協議会の総意によって決定していきたいと考えてございます。これは前述のとおり、津久戸小におきまして統合の合意が得られていないことを踏まえまして、丁寧に議論を尽くし、結論を出していく必要があるとの考えによるものでございます。

具体的には、統合の方向性につきましては、過半数等による採決、いわゆる議決では決めないということでございます。議論をし尽くし、全体としてこういう方向性でいくしかない、これしかない、やむを得ないという状況で統合協議会として結論を出していく、こういった手法が望ましいのではないかと考えたものでございます。

なお、統合の必要性以外の事項につきましても、原則として、総意で決定してまいりますが、一方では案件を1つずつ決めていかなければいけないという現実的な要請もあるかと思

います。そこで、議論を尽くし、全体としてもう議決をしたほうがよいという状況になった場合につきましては、出席委員の過半数で議決することができるという規定を設けたものでございます。

最後になりますが、別表をご覧ください。

まず、2月時点と今回の違いのポイントといたしましては、2月時点は委員の数は18名でございました。今回はご覧のとおり合計で15名でございまして、差し引きマイナス3人となっております。

次に、増減の内訳につきまして御説明をいたします。

まず、別表の3行目、4行目にございますが、副会長、2名ずつとなっております。従前は1名ずつの2名でしたが、2名から4名に増えて、PTA副会長さんの枠が2人増えたということでございます。

続きまして、6行目ですが、東五軒町保育園父母会会員にある者、1名ということで、これが新設になってございます。従来、津久戸幼稚園で1名ということがございましたが、津久戸側と江戸川側で、やはりバランスをとるべきであろうという御指摘を踏まえまして、江戸川幼稚園自体は休園ですので、東五軒町保育園の父母会から1名ということでございます。

なお、同父母会は規約がございませんので、当然のことながら会長、副会長という肩書がないということでございますので、父母会から1名というような表現にさせていただいております。

ここまででプラス3名ということでございます。

続きまして、削減になったところについて御説明をいたします。

従前はPTAの役員経験者が2名おりましたが、なくなっております。同様に、同窓会会員、これも従前2名ございましたが、これがなくなっております。最後になりますが、副校長2名ございましたが、こちらもゼロということで削減になっているということです。

したがって、3人増えて6人減って、合計で3人減という形になります。

ちなみに、PTAの役員、それから同窓会の会員等につきましては、意見交換会等の議論の中で、現役の保護者の方に中心にお願いをするのが望ましいのではないかと、このような意見を踏まえてゼロ名にしたものでございます。

なお、そういたしますと、全体的なバランスといたしまして、保護者の方が割合として減ってしまう。こういったことも勘案いたしまして、今回、副校長先生は委員としては出ていただかないということで、バランスをとらせていただきました。

それから、内容についての若干の修正がございまして、まず従前はPTA委員等は校長先生等の推薦ということでございましたが、それはおかしいのではないか、やはり各選出団体が自ら自主的に決めるべきであろうという御意見を踏まえまして、PTAの中からの推薦ということで全体的に修正をしております。

それから、最後になりますが、津久戸幼稚園は、従前はPTA会長ということになってございましたが、当事者の小学校ではないということと、それからお子さんも小さいということで、ひょっとして時間的に難しいなどといったことがあるかもしれないということで、副会長の方でもよいのではないかということで、副会長の職にある者でもいいという修正をいたしました。

総論的には減らした理由でございますが、当初、18名では多過ぎるのではないかという意見が非常に多かったということが挙げられます。他方では、先ほど御説明申し上げたように、統合の方向性については総意で決めるという考え方でございますので、人数を減らすということについて、特段の問題はないのではないかと、このような判断をさせていただいたものでございます。

最後に、1ページ目の一番上の経緯のところをご覧ください。

文字どおり現在に至るまでの経緯が、ここにそのまま書かれていますが、例えば下から3行目、真ん中あたり、「昨年」ということで、確かに昨年で正しいですけれども、最終的に決定いただく際には平成21年など、そのような表記に修正をしてみたいと考えているところでございます。

以上で、運営方針の主な変更点についての御説明は終了させていただきます。

なお、本日の協議で、この方向性について御了解をいただけましたらば、PTAの皆様を初め各団体に統合協議会の委員の予定者を人選いただいて、準備会を開催してみたいと思います。

準備会では、本日の協議資料、それから本日の御意見、これを踏まえまして説明を行い、委員の皆様から御意見をいただきます。こうした意見を踏まえて、必要に応じて修正をした最終案を次回以降の教育委員会で議案として提出をさせていただきたいと考えております。よろしく御協議のほどお願いいたします。

羽原委員長 説明が終わりました。

この協議1の問題について、御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

松尾委員 まず確認ですけれども、PTAと申しますのは、PがペアレンツでTがティーチ

ヤーだと思えますから、通常は保護者と先生が会員になっているわけですが、ここでPTAと言っているものは、保護者の代表としてのPTAと理解してよろしいですか。

副参事 御指摘のとおりでございます。保護者でございます。

松尾委員 PTAという組織の役割と申しますか、意義と申しますか、そういったものは多岐にわたると思うわけです。その中で、今回の統合協議会に保護者の代表として参加するということは、もちろん非常に大きな意義のあるところですけども、PTAの仕事はほかにもたくさんあるわけです。その中で、会長1名、副会長2名、役員から3名とられてしまうということは、かなりPTAの活動に対して大きな負担になるという気もします。ですから、そのあたり、PTA副会長の職にある者から2名と指定してしまうところについて、私は多少自由度がなく、少し厳し過ぎるかなというように感じています。その点についてはいかがでしょうか。

副参事 具体的には、副会長にするのか、あるいは保護者の代表であればどなたでもよろしいのではないかと考えます。その辺につきまして、内部でもさまざまに検討させていただきました。その結果、今日の段階では、やはり問題が非常に関心もあり大きな問題であるといった視点から考えますと、会長と、ある意味、会長を補佐していくと、そういう意味からは副会長等の方が望ましいのではないかと。意見交換会でも、そのような意見もございました。

ただ、今おっしゃっていただいたように、本来のPTAの活動プラスアルファの部分であるということも間違いございませんので、そういった御意見も踏まえまして、準備会でまた御議論をさせていただいて、そのときに、例えばどちらかの学校で副会長2人は無理だと、このようなお話がございましたら、そこは強引にするのではなく、そこを修正し、最終案にするというようなことも検討する必要があると考えてございます。

羽原委員長 ほかに御意見、御質問をどうぞ。

教育長 津久戸小学校と江戸川小学校の統合協議会の設置に向けての素案としてようやくこういう形になってきたと受けとめております。

私も、昨年の12月に津久戸小学校の保護者の皆さんとは2回、また江戸川小学校の皆さんとは1回、また年が明けて地域の説明会にも参加をして、そこで御質問などにお答えしてきました。そこで答えてきた内容と、この運営方針は、一致しているべきと思っております。

先ほど事務局から説明がありましたように、議決の部分は従来の統合協議会の場合は、設置要綱の中で明確に定められていなかった。両校の合意が得られている中での統合協議会でしたので、議決の方法について明確に定められていなかったのですが、今回はどのように議

決していくのが大きいと思っております。「統合の必要性については、総意による合意形成に努めるものとする。」という規定になっているということで、ここは重要なところであると思っております。

また、構成員についても、さまざまに御意見があって、特にPTAから何名出していくのか、当初は、学校長推薦という部分がありましたが、そこは削除したわけです。また、今、松尾委員から副会長の職にある者というのは、縛りがきついのではないかというお話がありました。それぞれの学校が抱えている、統合についてやむなしと考えている保護者の方もいるし、不安を持っている方もいる、反対の意見を持っている方もいる。さまざまな保護者のそういった声を酌み取って、できるだけ全体を代表するような意見を言ってもらえるような人選がされると、1つ1つの協議が現実的なものになっていくと思っております。

しかし一方で、説明会などのときにも、反対派の意見をきちんと聞いてほしいという御意見も聞いておりますので、それはこの統合協議会でどのように聞いていくのか。それとは別に教育委員会としても、直接、事務局で聞いていく、それも重要なことだと思っております。この運営方針にさまざまな御意見を聞いて到達したという思いで受けとめております。

白井委員 先ほどの松尾委員のPTA副会長、PTAの職務ということに関連してですが、おっしゃるとおりだと思いますけれども、特に自分たちの教育環境に影響が大きい、適正配置という問題について、やはりPTAとして発言していくということは、重要なことだと思います。そういう点ではPTAの重要性というのは、そこにもあると思っております。

それから、副会長が2名だと、やはりちょっと縛りがきついのではないかという御意見には私も賛成ですが、ただ実際に統合協議会というのは公式な団体の代表者、役員であるべきだと思うので、もし副会長2名ではないとしても、やはり保護者から選ばれた役員から2名などという余りあいまいにはしないほうがいいのではないかと思います。

松尾委員 ただいまの白井委員の御意見ですけれども、その観点からしますと、町会連合会の職にある者、またはその推薦による者、それから育成委員会についても同様です。これについても、その推薦による者というのは、正式な役職にある者とは限らないことになると思いますが、私としてはこのPTA副会長の職にある者から2名というのは、学校の事情にもよるかもしれませんので一概には言えない部分かもしれません。今回の津久戸小学校、江戸川小学校のPTAの場合ですと、問題ないかもしれませんが、一般論としては、やはり差しつかえがある可能性があると思えます。ですから、できるだけ自由度を増やしまして、PTA副会長の職、またはそのPTA会長の推薦による者、保護者の中からPTA会長の推薦に

よる者といったようなことで、少し自由度を確保するほうが、一般論としてはいいのではないかなと思っております。

羽原委員長 いかがでしょうか。

教育長 松尾委員の自由度という部分は、この統合協議会が、例えば22年度の中でどのくらいの頻度で開いていくのか、そういう負担にも関係してくることであると思います。

また、先ほど白井委員からお話がありましたが、私も全体を代表するような方の発言をという期待をいたしました。そういう意味では、PTAの構成員の保護者であればだれでもいいということではなく、やはりそういう意味で信任されるような形で出てきていただきたいという部分と、一方で松尾委員の指摘のように、学校の規模などにもより、この規定の中で本当に選べるのかどうか。

津久戸幼稚園については、先ほ副参事から、会長だけではなかなか幼稚園の保護者としては厳しい部分があるというおそれも出されておりました。いずれにしろ準備会に、この案として提案をして、準備会の中で御意見を聞く余地がまだ残されているわけです。ですから、御意見は、準備会に持っていく案として、これでいいかどうかということでのまとめをしていただければ良いのではないかと思います。

副参事 事務局といたしましては、具体的には人選のお願いをこれからさせていただく段取りになります。その際に、松尾委員の意見も踏まえつつ、副会長なのか、だれでもいいのか、役員なのかというところを定義づけてやる必要があると考えております。

そこで、事務局といたしましては、副会長ということで推薦をお願いして、委員のおっしゃるような何かの事情で2人は難しいという状況になった場合は、準備会もごさいますし、その前の調整等で柔軟に対応することは可能であると考えております。

松尾委員 白井委員の御意見、それから教育長の御意見におきましては、やはりその団体をきちんと代表するような形で委員を出してほしいということであると思います。それは全くそのとおりであると思いますが、その団体を代表するというをどんな形で担保していくかという部分についてはいろいろなやり方があると思います。1つには、PTA副会長ではないけれども、役員会で承認をして1名、2名、推薦していただくという考え方もあるかと思いますが、そのあたりは実情に応じて合意を得られるような形できちんと進めていただければありがたいと思いますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。

羽原委員長 個人的に一言申し上げますと、この協議会は、やや変則的な形でスタートしました。したがって、もともと問題からしても二者択一的な、是か非か的な、そういう選択の仕方だ

と、長い目で見て学校教育というのはどういうものであるかということについて、十分な考えが至らない部分が出てくると思います。

そういう状況の中で、このメンバーの方々をお願いするわけですから、できるだけ地域なり学校なりPTAなりの意向が投影される。また絶対にこうだとかということではなくて、行政の側も極めて柔軟に、結論は二者択一でも、そのプロセスにおける柔軟度ということは運用の仕方です。十分担保できることだと思えます。事務局も当然配慮されていることではあります。ぜひその辺の多様な意見を取り入れながら、一つの方向を築いていく。ここにもありますように、総意ということ、総意が100であるかどうかは、また若干問題はありますが、いずれにしても多数決というような採決自体を避ける。つまりお互いが、この協議会のメンバーの方々も、行政の立場も折り合えるというところをいかに見出すかという取り組みで、ぜひ進めていただきたい。

したがって、今の副会長であるかどうかということも、組織の一定の意見を投影する方が望ましいことは間違いないので、そのようなことも、地元の方々の意向も受けとめつつ、ぜひ、滑らかに取り組んでいただきたいと思えます。

熊谷委員 今までかなり長いこと御苦労されてきて、ようやく案がまとまってきたことに対しては敬意を表します。私としては、今、羽原委員長が言われたこととかなり重なりますけれども、目的のところの「統合協議会は、現在及び将来の子どもたちの教育環境」、このところでも、ぜひ将来の子どもたちのことに思いをめぐらせて協議をしていただきたいということと、やはり日本の将来の教育や、あるいは新宿区の将来などという観点で、ぜひ協議していただきたいという希望です。

それから、今、委員の構成についていろいろ御意見がありました。以前、委員が多過ぎると意外とまとまらないということ、いろいろな委員会の経験から申し上げました。委員が多くて総意ということは、一見、民主的で正しいようですけれども、実際に運用されるときになると非常に矛盾したことが出てきます。私が心配するのは、委員が多過ぎて議論がうまく進まなくなる、そういうことをぜひ避けていただきたいということです。総意を諮るわけですから、統合するためにやるわけではありませんし、一番望ましい姿を協議していただくわけですので、ぜひ協議を進めていただきたいということで、そういう観点から申しますと、この観点の6番の会議のところの2に、「統合協議会は、必要と認めるときは、統合協議会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。」と、こういう条項があります。ある程度以上、思い切り絞っても、必要ならばこの規定で、一番参考になる意

見を持っていらっしゃる方を呼んで御意見を聞けば良いのではないかと思いますし、それから11番の協議のところも、「この要綱に定めるもののほか、統合協議会の運営に関し必要な事項は、会長、副会長及び座長」、つまりこの3名の方で、「協議の上、これを決定する。」。これをうまく運用させていただくと、必ずしもこの別表の委員にこだわらないで、増やしたり減らしたり、そういうことも含めて協議の進め方を必要に応じて会長、副会長、座長で、きちんと方向を定めてやっていただけたらと思います。

私が一番心配しているのは、せっかく皆さんが苦勞されてきて、実際的な内容を詰めていく場合に、委員の数やどの委員が適切かという議論に向いてしまうと、そもそも将来の新宿区の子どもたちを教育するということが浮いてしまうおそれがあるのではないか。あるいはどうしてもよく出てきますけれども、やはり地域エゴとか、そういうことに話題がいつてしまいますので、ぜひそういう方向にいかないように、つまり感情的にならないように、論理的に協議を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副参事 ただいまの委員の御指摘を踏まえまして、よい意味で柔軟な協議会になるように尽力をしてみたいと思います。特に何度も重ねておっしゃっておられた将来と、将来のためにもということに関しましては全く同感でございます。したがって今回手続的にも、委員の人選をお願いするに当たりまして、文書だけ出して、それで人選をするというようなことではなく、例えば両学校、それから両育成会の会長様などへ、直接、今日の協議の資料を携えて、その辺の説明もさせていただいて、そういったことも踏まえた形で人選をお願いしていただけるように、丁寧に対応をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

羽原委員長 よろしいでしょうか。

それでは、統合問題の協議について、ほかに御意見、御質問がないようでしたら、これで終了いたします。本日の協議はこれで終了いたします。

報告 1 平成 22 年度点検・評価に関する学識経験者について

報告 2 新宿区子ども園化推進検討委員会の設置について

報告 3 一斉メール配信システムの稼働について

報告 4 平成 21 年度確かな学力に関する意識調査報告書について

報告 5 地域協働学校運営協議会の設置について

報告 6 第 24 回西戸山地区中学校統合協議会について

羽原委員長 次に、事務局から報告の説明を受けます。

教育長 報告7、平成23年度使用教科用図書審議委員会委員・教科用図書調査委員会委員については、教科用図書を調査、審議する審議委員会等の委員の委嘱に関する案件で、委員が外部からの干渉や圧力を受け、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるので、非公開による報告をお願いしたいと思います。

羽原委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

報告7、平成23年度使用教科用図書審議委員会委員・教科用図書調査委員会委員について非公開により報告を受けることに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 それでは、まず報告1から報告6について一括して説明を受け、質疑を行い、その後、報告7を非公開により報告を受けたいと思います。

報告1から6まで、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 では、私から3件ほど御報告させていただきます。

平成22年度点検・評価に関する学識経験者についてでございます。

こちらは、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方法におきまして、学識経験者の意見を聞かねばならないということになってございます。そこで、児島邦宏教授、菅野静二客員教授、勝野正章准教授をお願いしたいと思っております。この3方は、昨年も点検・評価に関して御意見を伺った方で、2年続けて評価していただくことによって、事業の評価の継続性を確認したいと思っているところでございます。

委嘱の年月日は、5月の中下旬から23年9月30日を目途としております。この理由は、学校現場の事業を確認したいという思いが先生方の中にございましたので、それを見ていただくためには、9月の報告が終わった時点までとなりますと、また次、次年度に向けて事業の内容を点検することができませんので、委嘱の期間を長くして、次回以降委嘱の期間を2年ごとに回していけるような形で、今回は変則的に行いたいということでございます。

次に、新宿区子ども園化推進検討委員会の設置についてでございます。

こちらの設置目的ですが、新宿区立の保育所及び幼稚園を子ども園に一元化し、就学前の子ども保育・教育環境の充実を図るため、子ども家庭部と教育委員会事務局の合同検討組織を立ち上げるものでございます。

構成員は、ここに記載のとおりでございます。なお、設置要綱を別紙につけております。

要綱の第5条で、検討委員会には部会を設置することができるとしており、第1部会から

第4部会まで設置することとしております。

主に、第1部会は、子ども園の基本理念を確認し、子ども園の全体配置計画などを検討していくものでございまして、第2部会は多様な子ども園の形としまして、今までは1つの施設でゼロから5歳までを子ども園として整備してきましたけれども、例えばゼロから3歳までと、4、5歳を別な形でという分園型の子ども園はできないのだろうかなどを、検討していく部会として設けてございます。

第3部会は、保育所をそのままゼロから5歳までの子ども園化するという一方で、逆に3、4、5歳のところで、保育に欠けない子どもたちで保育を必要とするような親御さんがいたときに、そこで受け入れることができないだろうかというようなことを検討するものでございます。

第4部会は、これまで四谷子ども園、あいじつ子ども園、そして西新宿子ども園と、それぞれ教育・保育指針を固めてございますけれども、これを新宿区全体における子ども園の保育・教育指針ということで、1つの統一したもの、原型みたいなものを検討する内容としております。

検討スケジュールといたしましては、4月27日に第1回検討委員会を開催いたしまして、そこでこの内容についての確認を行ったところでございます。今後、部会を月に2回程度開催して検討し、検討委員会は一月か二月に1回程度開催して、内容を取りまとめていくというように考えております。

なお、22年の9月には、23年度予算への反映を必要とする事業がある場合に、そういったものを中心に中間の内容を取りまとめさせていただき、来年の3月に報告書全体を取りまとめて、23年度以降の24年から始まる第2次実行計画に反映できるものがあれば、その内容をまとめていくというスケジュールで、今考えているところでございます。

なお、区においては次世代育成の計画があり、この3月に取りまとまったところです。その計画の中の就学前教育の充実という部分のところで、多様な子ども園を検討していこうということが固められておりまして、その多様な子ども園を具体化するための検討委員会ということで位置づけられているものでございます。

続きまして一斉メール配信システムの稼働についてです。

この一斉メール配信につきましては、かねてより学校長及びPTAの方々から、ぜひ入れてほしいという要望がございました。今回、学校情報化において校務支援システムを導入しましたが、このシステムの中の、保護者等の携帯電話に緊急情報を提供できる一斉メール配

信システムを活用することといたしましたので、それを報告するものでございます。

システムの概要ですが、子どもの安全を確保するとともに、円滑な学校運営を行うために、緊急情報を一斉に提供することが目的でございます。

提供する情報としましては、特に緊急情報を中心に活用します。今、不審者情報などもきておりますので、その不審者情報に対する学校の対応をどうするかといった防犯情報、また地震、台風などの休校や、児童や生徒を引き取っていただきたいといったような防災情報、また事故が起きたり、その他の情報があって、緊急に保護者にお伝えしたいようなことがある場合、また学校で緊急下校したり、学校行事などが中止・延期になったり、予定時間が変わったりというようなことで、緊急に配信したいようなときにお使いいただくというようなものでございまして、その他、至急・緊急を要するものがあれば、学校長、教育委員会で判断して使わせていただくというものです。

昨年度、新型インフルエンザなどもございましたが、そういったことなども、保護者に情報提供していくようなことも想定されるものでございます。

配信の判断の基準ですけれども、基本的には学校長の判断によって提供するものでございますが、その判断の大きな基準としては、子どもの安全確保のためであること、そしてできるだけ早く保護者に知らせたほうが効果的であることなどの観点、そしてさらに事実誤報などといったことがあってはいけませんので、例えば地震、台風情報などや不審者情報などは、事実が確認されていること、また当然これは人権侵害のおそれがなく、個人情報保護されていること、事故などの情報の場合、そういったことが確実に保護されていることなどを判断の基準にさせていただきたいということでございます。

なお、提供の方法ですが、教育委員会の事務局から学校に配信することができ、学校ではそれを加工して保護者に伝えることもできると同時に、事務局から学校を通じて、保護者へスルーでそのまま伝えるということもできるということで、二通りの方法が送信方法をとることができます。

登録の仕方ですが、保護者からの申し出によりましてメールアドレスを登録させていただきます。そして、自動的にメールアドレスが登録される仕組みでございますので、学校ではそのアドレスの確認として間違いがないかどうか、確実に保護者からのメールアドレスの登録の申請であったかどうかの確認を行いまして、それを登録させていただくという方式をとります。

利用料ですが、基本的には開封確認メールをとらせていただきますので、その開封確認メ

ールを学校に送信するために、その送信経費は保護者の負担となるものでございます。

稼働までのスケジュールは、5月17日以降、体制が整い次第実施していくというものでございます。

以上です。

教育指導課長 それでは、私から報告の4と5につきまして御報告申し上げます。

まず報告の4でございます。

これにつきましては、昨年11月30日から12月10日にかけて調査を実施し、本年3月の当委員会におきまして中間報告させていただいたものでございます。本日のお手元の資料は、見開きになっている概要版と、全データをお届けしてございます。

なお、概要版につきましては、今後、1万1,300部印刷いたしまして、委員の皆様、そして議員の皆様方をはじめ、小・中学校の全家庭、全教員、全学校評議員の方々にも配布をする予定でございます。また、全データにつきましては、ホームページ上に公開し、どなたでもダウンロードできる状態といたします。

それでは、本日は概要版につきまして御説明申し上げます。

この概要版には、区費の講師の活用と子どもの生活と授業力の向上の3点についてまとめてございます。

それでは、概要版をおめくりいただきまして、内側の左ページをご覧ください。

区費講師の活用についてです。

確かな学力推進員の先生が授業に入ることによって勉強がわかりやすくなったかという設問につきまして、児童・生徒の結果は、昨年度に比べまして、すべての調査対象者につきまして高くなってございます。数値的には、小4、小6、中2の児童・生徒のデータを平均いたしますと、今回73.0%となっておりまして、昨年度、同じデータでいきますと60.0%でしたので、13%、大変高く伸びているところでございます。

そこで、昨年度と比較いたしまして10%以上伸びた学校を個別に聞き取り調査を実施しました。出てきた意見といたしましては、例えば前年度に引き続いて2年目の勤務となり授業が上達してきたとか、算数、書写、家庭科を担当するほか、クラブや委員会にも参加し、子どもとかかわる回数、時間が多く、子どもとの信頼関係ができ上がっている。あるいは担任との連携ができ、子どもの能力に合った個別指導が可能となってきたなどの声が聞かれ、確かな学力推進員の授業力が向上したり、子どもとかかわりが増えたこと、教員との連携、協力が十分なされたことなどが要因であることがわかってまいりました。

そこで、今後に向けてでございますけれども、教育指導課といたしましては、私どもの課におります退職校長からなる授業改善推進員を、従来は若手教員の指導に回っていたところですが、若手教員に限らず、確かな学力推進員のもとにも派遣しまして、今後一層、確かな学力推進員の授業力が高まるように、また教員との連携、協力が一層図れるように、指導、助言に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、あわせてこの確かな学力推進員には年3回、私どもが研修をしていますけれども、今後もぜひ充実した研修を提供してまいりたいと考えているところでございます。

次に、右ページ、子どもの生活でございます。

今回は、調査結果の中で、特に子どもと保護者で意識のずれが大きいものをピックアップさせていただきました。ご覧いただきますと、例えば左上のテレビ、ゲーム、パソコンや携帯電話などの使い方のルールを決め、守らせているかという設問について、保護者は「とても当てはまる」あるいは「当てはまる」という回答が80%を超えており、要は守らせている、あるいは守らせたいと考えていることがわかります。また、他の設問でも、大変肯定的な回答が多くなってございます。しかしながら、子どもたちのほうでは、保護者が思っているほどには思っていなかったり、あるいは実践できていなかったりする傾向があることが明らかになりました。子どもというものは、そういうものであると言ってしまうまでもございますけれども、やはり今後もよりよい子どもの健全育成のために、学校と保護者が共通理解と同一歩調で指導に当たることが大切であると私ども考えております。そういった点では、一層対話と連携を進めていただくよう、私ども支援してまいりたいと考えてございます。

次に、最後のページをご覧ください。

授業力の向上についてでございますが、今回それぞれの調査対象者に教員の授業のわかりやすさや工夫についてほぼ同様の設問をしたところ、肯定的な評価の割合が一番高かったのは、予想どおりでございますけれども、教員でございました。教員は大変高い自己評価であったわけでございますが、その一方で、児童の約14%、生徒の27.2%は、「あまり当てはまらない」あるいは「当てはまらない」という回答をしておりまして、とてもこれは残念な結果であったと思っているところでございます。教員のわかりやすい授業をしようという意識があることは、これで十分わかるわけですが、児童・生徒にもわかりやすいと感じられるような授業の工夫をすることが大切であり、私どもも学校訪問などの折をとらえまして、具体的に指導、助言をしてまいりたいと考えているところでございます。また、小・中学校ともに保護者の回答に「とても当てはまる」あるいは「当てはまる」という肯定的な回答が

最も低かったこと、また「分からない」という回答が最も高かったことなどから、一層学校においては学校公開や授業公開などを行って、開かれた教育活動を推進していただくよう学校を支援してまいりたいと考えているところでございます。

各学校へは、既に個別データをお送りいたしまして、今年度の教育課程の編成の参考にしていただいているところでございますが、この概要版を校長会でも説明するなどいたしまして、例えば保護者会などの折にこれを活用していただくなど、調査結果を今後の教育に有効に生かしていただくよう、私どもも今後努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、報告5でございます。

2月の定例教育委員会で、新宿区立学校における地域協働学校運営協議会に関する規則を決定していただきまして、その後、それをもとに地域協働学校運営協議会の運営等に関する要綱を定め、学校からの申請を受けまして正式に四谷中学校を指定校に、また花園小学校、四谷第六小学校、四谷小学校を準備校に指定いたしました。

本日は、四谷中学校学校運営協議会の委員が決定いたしましたので、その内訳をお示するとともに、先日、4月28日に第1回目の会合が開かれ、今年度の年間スケジュール案が示されましたので、皆様にお届けさせていただきました。

1枚目をご覧ください。地域住民代表の方が6名、そして保護者代表の方が4名、学校関係者が4名、そして学識経験者が1名ということでございます。この合計15名のうち、昨年度までの研究校の段階での協議会にいらした方々が9名残っています。そして、この中の地域住民の代表の1番の四谷ひろば運営協議会会長の方が4月28日の第1回目の会合の折に代表に互選をされています。この方も、前年度からの引き続き委員を務められている方でございます。そして、副代表には、四谷一丁目町会の会長さん、そして四谷中学校PTA会長さんが着任をいたしました。また、このおふた方につきましても、昨年度からの引き続きの方でいらっしゃいます。

続きまして、2枚目をご覧くださいと思いますが、大まかな年間スケジュールが載っています。月1回のペースで開催され、学校支援に当たるということでございます。

なお、昨年度までの組織は、支援部と連携部、学校評価研究部という3つでございましたけれども、先日お伺いしたところでは、5月の2回目の折に提案をされるということで、若干組織が変わる可能性があるということをお聞きいたしましたけれども、いずれにいたしましても昨年度に続き、今回も指定をされておりますので、学校支援に頑張っていきたいというお話を承ったところでございます。

以上でございます。

教育施設課長 私からは報告 6、第24回西戸山地区中学校統合協議会について御報告申し上げます。

開催日時、場所、出席者については記載のとおりでございます。

4の開催内容でございます。

(1) 議事、校歌についてでございます。これまでに統合協議会委員、統合対象校及び関連小学校の児童・生徒、保護者、教職員に校歌に入れたい言葉や曲のイメージについてアンケートを実施し、それをもとに校歌の内容、歌詞に盛り込みたい言葉等を検討してきました。今回、作詞・作曲者の選定につきましては、統合協議会委員及び新宿区立中学校教育研究会音楽部会の推薦者から複数候補を選出し、最終的に以下のとおり依頼することを決定しました。作詞、原田真二氏(シンガーソングライター)、作曲、藤野浩一氏(作・編曲家)です。

校章について。これまでに統合協議会委員、統合対象校及び関連小学校の児童・生徒、保護者、教職員に校章のイメージについてアンケートを実施してきました。今回、アンケートの回答を参考に、新校のコンセプトを反映させた校章デザイン案を検討し、次回の校歌校章等検討部会で決定することにいたしました。

(2)の報告事項でございます。

統合記念品についてです。これは標準服、体育着、通学かばん等でございますが、この統合記念品の選定について、6月ごろに公募によりプロポーザルを行い、標準服等の選定を行う旨、説明しました。これによりまして、校歌校章等検討部会で選定するということでございます。

校庭の整備についてでございます。校庭につきましては、西戸山小学校と新宿西戸山中学校を一体的に整備するものでございます。工期の見直しにより、校庭整備に当初2カ月で予定していたものが3カ月必要ということになりました。そのため、工期の変更による影響が大きい西戸山小学校とよく協議し、近隣等への配慮を行った上で工事を進めていくということにいたしました。工事は、11月ぐらいから始める予定でございます。

以上でございます。

羽原委員長 説明が終わりました。

まず報告 1 について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

よろしいですか。

では、質問がなければ、次に報告2について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

報告2ですが、僕は若干いつも不満な点ですが、要するに来年度の予算には一切反映しないで、24年度からということですか。

教育政策課長 報告書の2の検討スケジュールのところを見ていただきますと、22年の9月に中間報告書の取りまとめがございまして、これにつきましては、22年の10月、予算編成がございまして、23年に実施する事業があれば、要するに早急に対応すべきものについて、ここで一定の取りまとめをしていきたいということで、早く取り組めるものがあれば取り組もうというものでございまして、それ以外のまだ年次的に必要なものについては、24年以降の実行計画という2段階構えで進めようということでございまして、23年4月以降に取り組めるものがどの程度あるのか、そこのところは十分検討していかなければならないと思っております。

羽原委員長 来年度の予算に反映すれば、それは非常に望ましいわけですが、二月に1度ぐらいの会合で、そういう悠長なことで来年度の4月に間に合うのかなと。実際に予算がつかなければ動かないから、もっと社会状況からいえばピッチを上げなければいけないものに、行政はゆるゆると対応されているかなと、若干そういう印象がありましたので質問しました。

学校運営課長 今、委員長御指摘のとおり、実際に子ども園化を検討するに当たりましては、やはり優先的に取り組む必要があるものということが考えられるのではないかと。これからの検討の中で、それをまとめていくわけですが、委員会自体は、こちらにありますように二月に1回程度ということでございまして、それぞれの専門部会で具体的な内容をまず十分検討した上で親会である委員会に諮り、それを9月の時点で中間のまとめといったような進め方を考えておりますので、その専門部会において、開催等を、ピッチを上げて必要なものについては検討していくと考えているところでございまして。

羽原委員長 ぜひよろしく申し上げます。

白井委員 私、幼保一元という基本的な方向については、このような形できちんと検討が始まったということについては、大変賛成しています。しかし、近々の課題の待機児童解消という点について、この委員会の中で、実際に来年度、その解消方法に向けた部会なり検討はどこでやるのでしょうか。それとも、それはまた別の組織でやるのでしょうか。

学校運営課長 先ほど御答弁させていただきました優先的に取り組む事項というものの中には、今、委員御指摘の待機児童の解消、あるいは幼稚園の状況で申し上げれば定員の充足率が大変低い状況もございまして。また、集団保育に必要な人数の確保であったり、さまざまな

要因があるかと思います。

そういったものに関しまして、どこの部会で取り扱っていくかということでございますが、今回、4部会を設ける中におきましては、第1部会がこの子ども園の全体配置計画の検討、これが1つあるかと思います。ただ、第2部会の中で分園型の子ども園の整備計画の検討、こういった中では、これまでの議会の中でもさまざまな御質問をちょうだいいたしました。そういった中で、多様なスタイルの子ども園の検討の対象となり得るというような答弁もさせていただいているところでございますので、それぞれの地域需要を勘案いたしまして、ぜひ優先的に取り組むべき園があれば、そこを重点にまず考えていきたいということで、第2部会の中でまずは優先的な部分については取り組んでいきたいと考えているところでございます。

白井委員 待機児童に関して、ほかの区はやはり幼稚園と保育園を、施設の部分の相互利用を考えながら実行しています。その辺、今回の子ども園化の委員会の中は、全体計画というような将来的なものも考えていくと位置づけられていると思いますが、それ以外に近々にやらなければいけない児童解消の方法というのは連動してできるシステムになっているのかどうか確認させてください。

教育政策課長 第1部会は、子ども園というのは保育園と幼稚園の全体をどのようにしていくのかということを検討する部会ですが、第2部会のほうで優先的に検討しなければならない事項、先ほど定員割れが起きている幼稚園、一方では待機児がいる地域の保育園、どうするのかというのが、両方で抱えている課題がありますので、待機児解消も含めて近々に対応するところは第2部会でやっていきます。そして、この第2部会が優先的に検討を進めていって、中間報告書の取りまとめのところでは来年度に反映できるもの、近々に取り組むべきもの、それをまずはここで固めていくということで、2段階で両方一緒に検討していくという体制になっております。

羽原委員長 よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、報告3について御意見、御質問をどうぞ。

松尾委員 一斉メール配信の配信の仕方は、もちろん学校の情報であれば、学校からということになりますが、そのほか緊急情報や防災情報など防犯情報といったものは、まず一たんどこかから学校に情報提供があって、それから学校長が判断をして各保護者に情報提供するという形になっているという理解でよろしいですか。

教育政策課長 緊急情報の取り扱いについては、教育委員会の教育政策課の企画調整係が不

審者情報などを、危機管理課と連携しながらやっております。企画調整係に校務支援システムが扱えるパソコンを置くことになっており、そこから学校へ配信するという仕組みになっています。ですから、本庁の危機管理課からの、防災情報といったものを集約しまして、必要なときは学校へ配信するということの仕組みになっております。

松尾委員 一たん学校にいったら、それから保護者に情報が流れるということになります。そうしますと、特に緊急を要する情報の場合ですと、その学校に連絡がいったら、そこから保護者に連絡がいくまでのタイムラグが考えられると思いますが、そこは場合によっては教育委員会から、非常に緊急を要する情報の場合には直接保護者に配信することは可能なのでしょうか。

教育政策課長 一たん学校に配信しても、学校がそのまま加工しないで保護者にスルーで配信することができる仕組みもございます。ですから、ほとんどそこではタイムラグはないだろうと思っております。

統括指導主事 今の御質問ですけれども、先ほど教育政策課長の御説明にもありましたが、タイムラグなしにスルーする方法があります。専門的にはアカウントの種類によります。メールを配信するときに、自動的に配信できるメールアカウントと、一たん学校にとまるメールアカウントの2種類持っていて、それを選択することによってタイムラグなしに保護者まで一気にスルーできるシステムを今回取り入れてございます。多分、全家庭に配信されるまで、数分間で配信されると思います。

羽原委員長 念のためですが、99%はみんな賛成だと思いますが、アドレスは言いたくないという方が必ず若干は出ると思うので、その場合には、ここには何にも書いてないけれども、強くいえば拒否はできるということですか。余り徹底的な情報管理みたいな意味合いになることは、いいかどうかは少し疑義があります。

教育政策課長 基本的には、保護者がこの一斉配信メールを使いたいという要望があって、初めてメール発信していきますので、保護者がそれは不要だ、私は要らないという意思表示をなされれば、それは学校が電話ないしほかの方法で連絡をとるということになると思います。

白井委員 感想ですけれども、この一斉メール配信ができてよくなるだろうと思うものは、学校行事等の運動会もそうですけれども、私の経験でも女神湖学園の学校到着時間が、保護者間の電話で、今どこどこで、今出発しましたと伝言ゲーム的にきますが、どこかでタイムラグがすごく出て、もう電話をもらったときには着いていて迎えに行けないとか、そういう

ことを経験しました。やはりこういう配信システムというの、学校側も積極的に取り入れてやっていただくというのは、保護者としても助かるのではないかと思います。

教育政策課長 先ほど学校をスルーすることができるというのは、学校長の判断が特段必要なく、直接保護者に伝えられるような情報の場合は、そういった方法がとれるということで、学校長判断が必要な情報については、やっぱり学校に一たんとめてということになりますので、そこでは多少タイムラグが生ずる場合があるかと思えます。

例えば、インフルエンザのときの情報ですが、学校長が翌日の対応をどうするかという場合がございましたので、そういったような情報のときは、一定程度学校長が判断する余地があるだろうと思えます。私どもでは、手洗いや何かについて励行をなどというような、特段判断のないようなものはスルーできるとは思っております。

松尾委員 その点に関しまして言いますと、Eメールの受信に伴って通信料等の負担が生ずるわけです。そうしますと、実際どんな情報を流すかということの判断がなかなか難しくなってくると思うわけです。重要かどうかというのは人によって判断が変わると思えますが、場合によってら保護者から見れば、こんな情報は送ってくれなくてもよかったのに、お金がかかってというようなことも生ずるかもわかりません。そのあたりのどんな情報を流していくかということについて、きちんとコンセンサスをとれることが必要です。学校長の判断で送信する場合には、各学校でコンセンサスを得ていくということになっているかと思えますけれども、先ほどのスルーして流す情報ということであれば、教育委員会としても理解を得られるような判断基準できちっと流していく。

また、特に緊急を要するものについては、本当にこれは緊急に流さなければいけませんから、これは流すべきか、流すべきでないかということ議論していたら、それでどんどん時間がたってしまいますから、そのあたりの体制づくりというものもきっちりしていかないと、いいものになっていかないのではないかと思います。

教育政策課長 今後の運用の中で、その点も踏まえながら対応してまいりたいと思えます。

羽原委員長 それでは、次の報告4のほうへ進みたいと思えます。

御意見、御質問がありましたらどうぞ。

白井委員 概要版で、子どもの生活については、教育指導課長が言っていたように、親の心子知らずというようなずれという部分は実生活でも感じているので、こういうものなのかなと思っておりましたが、最後の授業力の向上のところ、授業のわかりやすさ、工夫についての児童、保護者と教師の認識の差という部分が少し気になります。配布いただいている意識

調査報告を見ると、多分「授業が、分かりやすくなるよう工夫している。」という質問に関して、教師の方の数字ということで、よろしいでしょうか。

そうすると、先生方はかなりわかりやすくなるよう工夫しているつもりだけれども、児童や保護者から見ると、工夫しているようには見えないということですか、それともわからない、余り理解ができないというマイナス評価があるのですか。

教育指導課長 御指摘のとおりでございまして、教員につきましては、この全体データの資料の39ページ、教員にとって工夫しているかどうかという意識でありまして、そういった点では、中学校の教員につきましては本当に「とても当てはまる」と「当てはまる」で100%いっています。小学校のほうは0.8%だけ、御自身のことを「あまり当てはまらない」と言っておりますが、ただしこれも含めて大変高いわけでありまして。しかし、実際児童・生徒さん、それと保護者を見ると大変低くなっているわけでございます。

この見方でございますけれども、やはり児童・生徒にとっては、じかに授業を受けて、実際に工夫してわかりやすいかどうかと言っているわけですから、これが事実なんだろうと思います。これに対して保護者のほうが大変低くなっております。子どもたちはわかりやすいと言っているわけですので、保護者がこんなに低いわけではないわけでございますが、しかしご覧いただきますとおり、先ほど申し上げましたけれども、「分からない」という回答が大変多いわけでございます。といった点では、やはり子どもたちにはちゃんと伝わっている、ある程度はわかりやすくなっているものが保護者に伝わっていないわけです。そういった点では、もっともっと学校公開したり、授業公開したり、工夫の様子を伝えていく必要があるのではないかなということ、私どもは強く感じているところでございます。

白井委員 関連して、小学生の場合は、質問がどの程度の確かということもあると思いますが、中学校の生徒さんで、授業がわかりやすくなるよう工夫しているかという質問に関して、「あまり当てはまらない」と「当てはまらない」を入れると27.2%で、30%弱そういう評価をしているので、やはり生徒から見て授業の方法では、教師が100%いいと思っているということとずれがあるという点は、中学の先生にお考えいただきたいという気はしております。

教育指導課長 まさに御指摘のとおりでございます。先生方にとって参考になる点は幾つもあるかと思いますが、各学校には、それぞれにはもっと個別のデータを提供しておりますので、その学校の先生方がどういう意識をしているのか、そしてその学校の生徒さんがどういう数字を出したのか、このずれは直接見ていただいて、真摯に受けとめていただくことが重要ではないかなと思っております。ぜひこれを有効に使っていただくよう、私どもは

これを周知していきたいと思います。

松尾委員 先ほどの子どもはわかりやすいと言っている割合が高いにもかかわらず、保護者はそうではないという部分に関してですけれども、通常、子どもたちは実際に先生の授業を受けて、そのときにわかったかどうか、それが記憶として残っていくかだと思います。しかし、保護者は子どもがわかったかどうかというのは、多分、普通うちに帰ってきて、「今日の授業どうだった」とか、そういった声をかけて、それに対して子どもがどう答えているかというところで判断をするのだと思います。

そう考えますと、恐らくわかるというのは、授業時間中にわかるということで、ただそのときにわかったからといって、それが定着して、放課後、うちに帰って、お母さんに答えるまで、その知識が残っているかということ、そんなに1回授業をただで定着してくれればだれも苦労しないようなことだと思います。ですから、その点でいいますと、このギャップに関しては、つまり定着度をはかる部分が加味されている、入っているために、このギャップが生じているのかなと私は思うわけです。

特にわかりやすさということは、もちろんすごく大事なことですけれども、それと同時に、それが正しく子どもに定着していくという部分を、その教育の活動の中ではとても大事なことだと思いますので、その部分にも目を向けてやっていくことが大切、必要だというように私は読み解きたいと思います。

教育指導課長 松尾委員からも、また貴重な御意見を賜りました。まさに、そういうように、これだけご覧いただいても、教員と保護者がいろんな角度で議論をしていただける、そんな提供する資料になったのではないかと考えております。そういった点では、ぜひこれをまた保護者会等々でも活用していただいて、一体ここから何が読み取れるのか、そしてどんな様子なのかということ、ぜひまた先生方、保護者で議論をしていただきたいと思っております。ところでございまして、ぜひ今の委員の御意見なども、校長会等々でも伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。

白井委員 今、保護者会での共通理解ということで、子どもの生活についての今後に向けての指導方針にも、そのようなことを書いているので、本当にそのようにしていただきたいと思います。子どもの生活について、子どもの意見尊重については、子どもの権利条約に関して、子どもの自己決定権を認めようということがありますが、それに関しては保護者が80%以上、そういう形で子育てをしている姿勢がこの中から見えていますし、あと話し合いについても、保護者のやはり85%ぐらいは、子どもと話し合うという方向としてすごく出て

いると思います。ただ、やはり子どもにそれが伝わらないということが、なかなか今、自分の家庭だけの話し合いだけでは済まない、やはり地域や学校が同じような、共通のルールや考え方というものの担保があって、初めて親子の話し合いが生きてくるというところがあるので、ぜひ今後に向けてというところで、書いていただいているような共通理解を図っていただくよう、先生にもお願いしていただきたいと思います。

羽原委員長 よろしいでしょうか。

では、次の報告5へいきますが、意見、質問、ございましたらどうぞ。

よろしいですか。

それでは、報告6について、質問、御意見がありましたらどうぞ。

校名は決まったんですか。

教育施設課長 校名は、条例により新宿西戸山中学校になっております。

羽原委員長 全般には順調に進んでいるわけですか。

教育施設課長 工事関係では順調に進んでおります。来年の1月末竣工を目指しております。

それから、3月に落成式という予定でございます。そのほか統合協議会で決めている合意は、校歌、校章等も、基本的には大体スケジュールどおりに進んでいるという状況でございます。

羽原委員長 よろしいですか。

ほかにご質問がなければ、次に報告7を非公開によって報告を受けたいと思います。

傍聴人の方は、恐縮ですが議場より御退席ください。

午後 3時54分非公開

午後 3時59分再開

#### 報告8 その他

羽原委員長 では、本日の日程に報告8、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありましたらどうぞ。

教育政策課長 特にございません。

羽原委員長 それでは、報告事項は以上で終了いたします。

1つ質問ですが、学力テストの概況について、どの程度受けたかを一言、御説明いただければと思います。

教育指導課長 4月20日に国の調査で実施されまして、本区からは小学校2校、中学校1校が、指定をされた抽出校でございます。この学校につきましては、間違いなく実施をいたし

ました。

そして、皆様方にもお知らせいたしましたように、全校、何らかの形で使っていただくということで、4月20日前に全校には国から直接問題が届いてございます。全校に届きました。ですので、場合によっては当日、同じようにやった学校もありますし、その後、何らかの形で授業で使う、あるいは宿題に出すという対応になっているかと思えます。いずれにいたしましても、すべての学校でその問題を捨てることなく、教育活用するという約束になってございます。

私どもは、以上のことしか把握はしてございません。

以上でございます。

羽原委員長 学校任せということですね。わかりました。

#### 閉 会

羽原委員長 では、これで本日の教育委員会は閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 4時01分閉会